

労働保険に入っていない会社に、人が集まるでしょうか。

— 1 1 月は労働保険適用促進強化期間です！ —

労働保険（労災保険と雇用保険の総称です。）は、労働者を一人でも雇用する事業について加入が義務づけられている政府が管理、運営している強制的な保険です。

誰もが避けたい「仕事でのケガ」や「失業」ですが、起きないという保証はどこにもありません。

加入の必要があるにもかかわらず加入手続きをしていない期間中に、労働災害が生じ、労災給付を行った場合、事業主は、遡って労働保険料を納付するほかに労災給付に要した費用についても負担することになっております。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所で加入手続きを行う必要があります。

[雇用保険についてはこちら](#)

[労災保険についてはこちら](#)

[労働保険の加入についてはこちら](#)

[労働基準監督署についてはこちら](#)

[公共職業安定所（ハローワーク）についてはこちら](#)

[トピックスのページに戻る](#)



厚生労働省

労働保険に入っていない会社に、人が集まるでしょうか。

人手不足が叫ばれる昨今、社長のあなたなら、労働保険に入っていない会社を選びますか。人は、安心できない環境で働きたいとは思いません。労働保険は、人材確保、社員の安心、そして会社の安定のための保険です。正社員、派遣、アルバイト、パートといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら必ず入るのがトップの責任です。

●労働保険とは、労働者が災害（労働災害）に遭った場合に給付を受けるための保険です。
●労働者とその事業主の双方が加入するため、労働保険の加入は、事業主の責任です。
●労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に遭遇する事象が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほか、労災給付給付に要した費用の全部又は一部を負担する場合があります。
◎詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> [労働保険](#) [検索](#)
厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署 公共職業安定所（一社）全国労働保険関係者協会 全国社会保険労務士会

雇ったら入るのがトップの義務

**労働
保険**

労災保険 雇用保険